

# くらしの法律救急箱



## 第64回 離婚協議書のギモン

**Q1** 離婚に際しては必ず「離婚協議書」を作らなければならないのでしょうか。

**A1** 離婚協議書は、離婚に際して夫婦間で合意した内容を明確にするために作成するものです。取り決める内容は夫婦ごとに異なり、慰謝料の支払い、財産分与（夫婦の財産の清算）や子どもに関する事項など、協議によって合意した事項を盛り込みます。

離婚協議書を必ず作成しなければならないわけではありませんが、離婚協議の結果が後から蒸し返されないようにするためにも、作成するのが望ましいでしょう。なお、金銭の支払いもなく、離婚届を出すのみという場合であっても、「『金銭の支払いはない』という合意をし、一切解決した」という内容を確認しておくことで安心です。

**Q2** 金銭の支払いに関する取り決めはどのように行えばよいですか。

**A2** 夫婦のどちらかが離婚の原因を作ったときには慰謝料が問題となり、その支払方法を取り決めます。分割で支払う場合は、毎月いつ、いくらずつ支払うのかを

盛り込みます。財産分与についても同様です。また、年金分割に関する事項を入れることもあります。

なお、この離婚協議書を「全てを解決する」という意味合いで作成するのであれば、「その他に債権債務はない」という「清算条項」も入れておく必要があります。

**Q3** 「子どもに関する事項」を取り決めるに際して注意すべき事柄はありますか。

**A3** 未成年の子どもがいる場合は、離婚に際して必ず親権者を決めなければなりません。そして、離れて暮らす親からの養育費の支払いについて協議をした場合は、金額及び支払期間（支払いの終期）の取り決めを行うこととなります。なお、2022年に成年年齢が18歳に引き下げられますので、単に「成人するまで」と取り決めるのではなく、明確に何歳まで支払うのかを取り決め、相互に確認しておくべきでしょう。

さらに、離れて暮らす親が、子どもとの交流（面会交流）を希望する場合は、その内容について盛り込むこともあります。

**Q4** 離婚協議書はどのようにして作成すればよいのでしょうか。



## 弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。  
2006年、小島法律事務所開設。

A4

決まった形式があるわけではなく、当事者が合意して作成するものであれば、原則として効力は認められます。つまり、手書きでも有効となり得ますが、後日、勝手に内容を追加されるなどの改ざんのおそれがあります。そのため、本文をパソコンなどで2通作成し、日付・署名・押印を入れて、夫妻それぞれが1通ずつ保有するのがよいでしょう。

なお、「清算条項」を盛り込むと、合意内容以外に請求することは困難となります。記載漏れや請求漏れを無くするためには、専門家に相談するのが望ましいでしょう。

Q5

離婚協議の内容は公正証書にしたほうがよいのでしょうか。

A5

公正証書が大きな意味を持つのは、慰謝料を分割で支払う場合や養育費の取り決めをする場合のように、離婚後に、金銭が長期にわたって支払われるケースです。

公正証書でこれらを定めておくと、途中で支払いが途絶えたときに、すぐに強制執行が可能となります。強制執行の代表例は給料の差押えですが、強制執行をするためには「債務名義」が必要です。債務名義とは、

裁判所の確定判決や家庭裁判所の調停調書など、請求権の存在や範囲、債権者と債務者が表示された公の文書をいいます。公正証書は債務名義となり得ますので、養育費などの支払いがストップしてしまった場合には、公正証書を使って、強制執行に取りかかることができ

ます。また、「強制執行されるかもしれない」という点が支払義務者へのプレッシャーにもなり、支払いの確実性を高める効果があると捉えられています。

Q6

公正証書はどのようにして作成するのでしょうか。

A6

まずは、夫婦間で合意できる内容を確認し、できれば書面（メモ）にしておきます。その上で、公証役場に予約を入れ、予約した日に出向き、公証人は、ヒアリングした内容をもとに公正証書の案文を作成します。その後、再度予約した日に、夫婦で公証役場へ出向き、公正証書の案文の内容を双方が確認し、その内容で了承する場合には、公正証書に署名・押印をします（同席したくない場合は、弁護士などの代理人に依頼します）。

公正証書の作成費用は、盛り込まれる金銭の額などに応じて決定されます。日本公証人連合会のホームページに掲載されているほか、公証人と面談する際におよその金額を教えてください。